

伊勢市監査委員公表第4号

令和3年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年8月9日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 吉井 詩子

定期監査等結果に対する措置状況

【健康福祉部】

<p>高齢・障がい福祉課</p>	<p>① 障害児放課後等支援施設条例施行規則に定められた苦情受付窓口の設置について、仕様書に定めがない。実際には苦情受付窓口は設置されているものの、規則に従った仕様とされたい。</p> <p>② 指定管理業務が協定書及び仕様書に沿って実施されているか、十分に確認されていない。施設の運営、諸規定の整備や出納事務等の実施状況を確実に把握し、必要に応じて、指定管理者に対して適切に指導されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>令和5年度からの次期指定管理者の募集において、苦情受付窓口の設置など規則に従った仕様としました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>協定書及び仕様書に記載された事項について実施状況の確認を行い、必要な書類の提出を求めました。</p> <p>今後につきましても、協定書及び仕様書に従い、適正に履行されているか確実に把握し、適切な事務処理に努めます。</p>
------------------	---	--